

# 特定非営利活動法人 Green of green 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Green of greenという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県東諸県郡綾町大字南俣5849に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害者が安心して過ごせる地域社会を実現するために、地域生活支援事業や就労継続事業を通して、地域福祉サービスや自立支援活動を行い、もって、宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の市町村生活支援事業

(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る指定障害福祉サービス事業

(3)農産物等の生産、販売、加工技術の修得により、障害者の自立を図る活動

(4)農村地域でのアグリサポート(農作業支援)や農産物加工の受託事業により、社会参加を図る。

(5)体験農園「命の楽校」の運営により、地域社会との交流を図る。

(6)その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において薦された者

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 障害者の自立と社会参加に理解と協力ができること。
- (2) 障害者と共に地域社会の福祉の増進に努めること。
2. 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
3. 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員及び顧問

#### (種別)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

#### (選任)

第12条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は法人業務についてこの法人を代表としない。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていない場合には、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により再任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第23条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が、署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第28条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第30条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第31条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

### (定足数)

第32条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第33条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第32条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。



## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### (会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経ておこなうことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

### (暫定予算)

第40条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書、活動予算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。また、承認後速やかに主たる事業所掲示板にて掲示することとする

### (余剰金の処分)

第42条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

- 第44条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

### (解散)

- 第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (精算人の選任)

- 第46条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

### (公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人の主たる事業所掲示板にて掲示することとする

## 第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 48 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
  - 4 理事は、職員を兼務することができる。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	松本 篤
副理事長	押川 静子
理事	猪野 友文
監事	後藤 司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。